

特定非営利活動法人東大和市体育協会報償規定追加

(網掛け部分が追加箇所)

第1条 本会が主催及び共催する事業に従事した者に、報償を支給する。

第2条 前条の規定により支給する報償の額は、1回につき、1,000円とする。

第3条 本会の事務局として、当直勤務するものに、報償を支給する。

第4条 前条の規定により支給する報償の額は1日につき600円とする。

付 則

1 この規定は平成29年7月20日から施行する。

2 この規定は令和4年5月14日から施行する。